

## けやき台自治会部別班長懇談会の実施に関する規則

平成25年4月1日  
規則第 12 号

### (目的)

第1条 この規則は、自治会活動の基礎的組織である「部」の活動を円滑におこなうため、懇談会の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施の単位等)

第2条 懇談会はけやき台自治会の部単位で、部長が世話役となって、所属する班長及び専門委員会委員を対象に実施するものとする。

2. 懇談会の実施にあたり、部長は自治会役員の参加を求めることができる。

### (費用助成)

第3条 開催にかかる費用については、自治会の予算の範囲内で、かつ参加者一人当たり1000円を限度に年1回助成する。

2. けやき台コミュニティハウスで開催する場合、会場使用料は全額免除する。

### (手続き)

第4条 懇談会を開催しようとする部の部長は、事前にけやき台自治会事務局長に申し出るとともに、総務部長に会計処理を依頼する。

2. 前項により依頼を受けた総務部長は、会計部長と相談して所定の事務（概算払い又は精算払い）を行う。

### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、自治会役員会の議を経て別に定める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。